

令和6年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和6年11月13日（水）午前10時00分～10時45分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
伊 藤 育 子 委員
金 田 慎 吾 委員
西 野 悦 子 委員

[事務局] 総務部長 松儀 倫也
同部総務課長 古屋 昇一
同課文書・法制担当 主査 佐々木 浩
同課文書・法制担当 主査 江部 靖

[諮問課] 地域包括ケア課長 宮 一作
同課地域包括ケア担当 主査 二上 真弓
同課地域包括ケア担当 主任 小松平 嵩

傍聴者 非公開

議 題 【諮問】保有個人情報一部開示決定についての審査請求の件について
(福祉部地域包括ケア課)

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

- 【古屋課長】 大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日はお手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。
皆様のお手元にマイクをご用意しております。議事録作成のため、発言の際にはマイクをご使用くださいますよう、よろしくお願いいたします。
それでは、只今から令和6年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。
はじめに向田会長、一言お願いいたします。
- 【向田会長】 おはようございます。みなさんお忙しいところ、ご苦労様です。
本日は、第2回の情報公開・個人情報保護審査会ということでございます。後から示されますように、資料がたくさんございますので、若干時間がかかるかと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。
それでは、事務局から議題について説明をお願いいたします。
- 【古屋課長】 本日の審議案件につきましては、福祉部地域包括ケア課所管の「保有個人情報一部開示決定についての審査請求の件について」でございます。
なお、今回の審査会は、非公開となっております。
よろしくお願いいたします。
- 【向田会長】 それでは、諮問を受けたいと思います。
- 【松儀部長】 市長が不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。
(諮問書の読み上げ)
- 【向田会長】 それでは諮問を受けましたので、早速、審議に入りたいと思います。
事務局の方から説明等お願いいたします。
- 【古屋課長】 最初に、配布しました資料の確認をいたします。
会議次第、「保有個人情報一部開示決定についての審査請求の件について」の諮問書の写しと資料はございますか。
諮問内容については、所管課よりご説明いたします。
- 【向田会長】 書類は、案件整理と黒塗りの相談記録、個人情報の保護に関する法律の以上ですか。
それでは、諮問内容と資料について所管課より説明をお願いします。

※ 審査請求についての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、非公開とされたので、要点のみを記載する。

○実施機関（市）より保有個人情報一部開示決定についての審査請求の件について説明
審査請求の対象となった処分は、開示請求者が個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項に基づき行った保有個人情報開示請求に対して、市が行った保有個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）である。

不開示にした部分は、次の①～③に該当する部分である。

- ① 被相続人の個人情報であって、開示請求者の個人情報に該当しないもの
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示する

ことにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法第78条第1項第2号）

- ③ 市が行う高齢者等の包括的支援事業に関する情報であって、地域で暮らす高齢者やその家族の介護・福祉等に関する悩みの相談や権利擁護、介護予防に関する当該事業の性質上、開示によって、今後、相談者が第三者への情報開示をおそれて相談をためらうようになり、また、関係機関等の対応方針が明らかになるなど、相談者と関係機関等の信頼関係の構築、維持に重大な支障が生じると推察され、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第78条第1項第7号）

審査請求人は、原処分を不服として、審査請求を行った。

市は審査請求に係る弁明書を審査請求人に送付し、審査請求人から反論書を受領した。

○審査請求人の主張の骨子

〔趣旨〕

原処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。

〔理由〕

- 1 審査請求人は、相続人としての損害賠償請求権等を有しているので、遺族である審査請求人が、損害賠償請求権等を相続しその権利を行使する場合、死者である父の情報が同時に遺族である審査請求人の個人情報に該当するため、開示されなければならない。
- 2 開示を求めている情報は、審査請求人の財産を保護する上で必要性の高い情報であり、法第78条第1項第2号ロの「人の…財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当することから、開示がなされなければならない。
- 3 開示を求めている記録の事実経過等に関する部分が開示されることにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという主張は、一般的抽象的な可能性に留まり、法的保護に値する蓋然性があるとまではいえない。

○実施機関の主張の骨子

- 1 審査請求人が開示を求めている箇所には審査請求人は登場しておらず、審査請求人を識別することができないため、審査請求人の個人情報とはならない。
- 2 死者の情報は審査請求人の個人情報に該当しないため、開示対象とはならない。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいた地域包括ケア課が実施している相談業務は、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドに例示されている業務に該当し、開示すると具体的に業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、実質的な支障があり、おそれについても法的保護に値する蓋然性がある。

○審議内容

- ・ 死者に関する情報を開示決定する時の判断基準について（質疑応答）
- ・ 不開示情報の該当性について（開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの・業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）
- ・ 審査請求人に係る個人情報該当性について（質疑応答）

○結論

審査請求人が、法第77条第1項に基づき行った保有個人情報開示請求に対し、市が行った原処分は妥当である。

議事録確定 令和6年12月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印